

2002年3月14日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

地震災害時における災害弱者の安否確認等業務にかかる個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2002年（平成14年）3月13日付けで諮問された地震災害時における災害弱者の安否確認等業務にかかる個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 同条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、地震災害時における災害弱者の安否確認等業務に必要な個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、高齢者や障害者等の方々が大きな被害を受けたことから、本市でも平成9年度に「藤沢市地域防災計画」を改定し、災害弱者といわれる方々に対する対応について計画に盛り込んだが、安否確認等の具体的な対策は未整備のままであった。

そこで「地震災害時における災害弱者支援マニュアル（案）」において、地震発生後直ちに民生委員や地区防災拠点応援職員が災害弱者の安否確認や救出等を迅速に行い、被害を最小限に食い止めるための対策を整備する必要がある。

(2) 外部提供する必要性について

ア 民生委員は、民生委員法第14条により、住民の生活状態の把握、援助を必要としている者への援助、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力すること等の職務があり、地震災害時において災害弱者の支援をしていただくのに適任であるため、安否確認等の業務を依頼することとした。

イ 地震発生時には、道路網や通信網が寸断されることが予想される。その結果、自動車やインターネット等を利用した情報の提供が不可能となるおそれがある。また、自転車や徒歩による情報の提供では時間がかかってしまい、必要とする災害弱者の情報が民生委員に直ちに届かない可能性が高い。このような理由から、災害弱者の所在情報を事前に外部提供しておく必要がある。

ウ 民生委員435人に対し、高齢者や障害児者約11,500人の個人情報を、民生委員の担当地区それぞれに区分し、担当地区内における災害弱者の個人情報のみを提供する。

エ 外部提供する個人情報の範囲は、75歳以上のひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・75歳以上の高齢者のみの世帯の方約7,650名の住所と氏名を高齢福祉課から、身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1、2級、下肢1～3級、体幹1～3級）の方約2,700名及び知的障害児者（A1、A2、B1、重複障害）の方約1,150名の住所・氏名を障害福祉課から外部提供することとし、障害の種別等は記載せず、住所、氏名のみとする。

オ 個人情報の管理等については、民生委員法第15条の規定により秘密を守る義務があり、これに違反した場合には同法第11条の規定により解嘱することができる。また、民生委員は、市町村において市議会議員等14人で構成する民生委員推薦会が、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者として県知事に推薦し、さらに、県知事が、県に設置された地方社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱するものである。

民生委員に対しては、新任研修時をはじめ、年数回開催される研修会において、また、毎月一回開催される定例会等の機会をとらえて個人情報の保護について指導を行っている。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、災害弱者の生命を守ることが目的であり、通知しないことが本人の不利益とはならないこと、また、通知する対象者が約11,500人と多く、通知に要する費用や事務量が膨大となり効率性が著しく損なわれることから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 外部提供する必要性について

地震発生直後直ちに災害弱者の安否確認や救出等を迅速に行うためには、災害弱者といわれる高齢者や障害児者の個人情報把握することが必要不可欠であり、また地震発生時には道路網や交通網の寸断等により、災害弱者の情報提供が不可能となるおそれがあることから、外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、対象となる方の生命を守ることを目的としているため、本人に不利益となるものではなく、また通知する対象者が多数で当該通知の費用及び事務量が膨大となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

以 上